

# 第 1 回

(仮称) 町田市手話言語条例検討部会

2025年12月24日(水)

町田市地域福祉部障がい福祉課

○笹川担当課長 ちょうどお時間となりましたので、本日の会議を始めたいと思います。

委員をお引き受けいただいた皆様、ありがとうございます。

本日、司会を務めます障がい福祉課の笹川と申します。よろしく申し上げます。

まず出席者の確認をします。

本日は、越智委員、砂田委員、杉野委員、木村委員、寄林委員、高田委員、陶山委員、以上7名の方にご出席いただいております。

続いて、本日の情報保障のご案内をします。

手話を母語とする委員の皆様を中心に議論を行いますので、座席の中心に、手話通訳者を2名配置しております。また、要約筆記を必要とする委員への情報保障として、要約筆記者も2名配置しております。委員の皆様が発言する際には、手話通訳、要約筆記の時間を確保するために間を空けて発言いただきますようお願いいたします。

続いて、議事録を作成しますので、その点についての留意事項をお話しします。

本日は、議事録作成のために委託事業者の会議録研究所が同席しています。議事録作成を円滑にとりますので、発言される方は、指名をされたら御自身の名前をおっしゃってから発言していただきますようお願いいたします。

続いて、傍聴者の方への御案内をいたします。

本日の傍聴の方におかれましては、席に置かせていただいた注意事項を確認していただき、注意事項を守って傍聴していただくようお願いいたします。特に撮影や録音は、御遠慮いただきますようお願いいたします。

また、お席に資料を置いておりますけれども、会議の結果、内容が変わる場合もございますので、本日はお持ち帰りいただかないようお願いいたします。

議事録と確定版の資料については後日、町田市ホームページで公開いたしますので、そちらを御確認いただきますようお願いいたします。傍聴の方への注意事項は以上になります。

続いて、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を見ながら確認していきたいと思えます。

1枚目は、本日の次第です。それ以降は資料の右上に資料番号を掲載していますので、資料番号に沿って御案内いたします。

まず資料1、検討部会の委員と事務局の名簿です。資料2、手話言語の法制化についての資料です。こちらは越智部会長から御提供いただいた資料となります。次に、資料3「検討部会における主な検討事項（案）について」という資料となります。資料4「検討部会の検討スケジュール（案）について」でございます。資料5「手話言語条例の検討に関するアンケート調査及び懇談会の実施

について」という資料になります。

続いて、参考資料の御案内です。

参考資料1、手話言語条例の制定に係る市からの諮問書になります。こちらは、2025年10月2日に町田市障がい者施策推進協議会において市長から諮問が行われたものの写しでございます。参考資料2、手話施策推進法の概要です。参考資料3、東京都手話言語条例の条文が載ったものです。参考資料4「市町村手話言語モデル条例を策定するにあたって」という資料です。最後に、参考資料5「市町村手話言語条例モデル案」です。

参考資料を含めまして10点の資料をお配りしています。不足しているものがございましたら挙手でお知らせいただければと思います。

資料に不足がなければ、本日は第1回の検討部会となりますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。資料1に名簿がございますので、名簿の上の方から順番に自己紹介をお願いしたいと思います。

最初に、部会長を務めていただきます越智委員から自己紹介をお願いいたします。

○越智部会長 こんにちは。今、御紹介いただきました東京都聴覚障害者連盟事務局長の越智です。サインネームはこのようになります。

ほかにも肩書はたくさんあるんですが、ちょっとそこは置いておきまして、メインのところでは、東京都言語条例をつくる時も関わりました。地元・板橋区でも手話言語条例をつくりました。

地域の手話言語条例を進めるときは地域の方が中心で進めるべきと思っておりますので、今までは手話言語条例の学習会の講義などはやってまいりましたが、こういう条例を検討する会議の委員を受けたことはありませんでした。

その中で、今回、町田の会議の委員を特別に受けた理由があるんです。実はこの町田というのは私がろう運動を始めたルーツの場所なんです。私は大学が和光大学を卒業していて、4年間町田に住んでおりました。その関係もあって学生のときからろうあ連盟の評議委員に選ばれたり、町田市聴覚障害者協会の役員の活動もしました。ろう運動のルーツの場所がここ、町田です。そのため、特別に今回は委員を受けさせていただきました。よろしく願いいたします。

○笹川担当課長 ありがとうございます。続いて砂田委員、お願いします。

○砂田委員 町田市聴覚障害者協会の砂田です。皆さん、こんにちは。

今日は手話言語条例の検討部会に、本当に忙しいときに越智さんにも来ていただきまして、皆さんも来てくださってまた市役所の方々にもこのような場を設けていただき、本当にありがとうございます。

町田市らしい手話言語条例をつくっていただければいいなと思っておりますので、皆さんいろいろと

相談し合いながら、そして助け合いながら進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○笹川担当課長 ありがとうございます。続いて杉野委員、お願いします。

○杉野委員 皆さん、初めまして。町田市聴覚障害者協会の中で手話講習会の運営委員をしております杉野と申します。よろしくお願いいたします。

町田市で生活して、もう25年以上たちました。今まで町田手話サークルと共に小学校や中学校で手話ボランティアをやったり、手話講習会のアシスタントや講師などもしてまいりました。今、手話講習会運営委員として活動しております。

今回初めて委員を受けさせていただいて、緊張しております。いろいろと力不足の面もあると思いますが、皆さんで力を合わせてすばらしい手話言語条例をつくっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○笹川担当課長 ありがとうございます。続いて木村委員、お願いします。

○木村委員 皆さん、こんばんは。私、町田中途失聴・難聴者友の会の木村と申します。

昔は東京都の中途失聴・難聴者協会でも活動していたんですが、今は地域に力を入れていただいています。

この「中途失聴者」というのは、途中で聞こえにくくなった、加齢で聴覚が落ちてきたという方々のコミュニケーション手段として手話が大事であるということも含めて、手話言語条例をつくれるように皆さんと議論して、いいものをつくっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○笹川担当課長 ありがとうございます。次に寄林委員、よろしくお願いいたします。

○寄林委員 こんばんは。町田市手話通訳者の会の代表で参加している寄林といいます。

私たちの会は、町田市の手話通訳派遣制度に登録している手話通訳者で組織しています。私自身は町田市の登録手話通訳者となって、40年近くになります。最近なかなか協力できなくて申し訳なく思っています。

私はろう学校の教員で、以前は町田にある日本ろう話学校、今はきこえの学校ライシャワー学園と名前が変わりましたが、そこに24年間勤めていました。現在は横浜市立ろう特別支援学校に勤めていて、今年で18年目になります。教育の仕事としてはろう学校しか経験がないという立場です。

本当に微力ですが、手話言語条例成立に向けて協力していきたくと思っています。よろしくお願いいたします。

○笹川担当課長 ありがとうございます。続いて高田委員、よろしくお願いいたします。

○高田委員 こんばんは。手話サークルまちだから委員として推薦されました高田と申します。

その中で、特に小学校や中学校の福祉体験学習できこえない人と一緒に手話体験の指導に行った

りもしております。1年間に小学校で大体13校ぐらい、あとは中学校の年間の手話指導ということで3校ぐらい行っております。あとは緑山の鶴が丘ガーデンホスピタルに、精神に病のある人たちに簡単な手話の指導を行っております。

私は、手話サークルまちだからもう一つ推薦を受けまして、東京都手話サークル連絡協議会の代表も務めております。もう一つ、全国の手話サークル連絡協議会でも1年に3回か4回ぐらい懇談会をやっていて、そちらでもまとめ役として活動しております。

さっき砂田委員が話していましたように、町田市らしい手話言語条例ができたらいいなと思っております。微力ながら頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○笹川担当課長 最後に陶山委員、お願いいたします。

○陶山委員 こんばんは。町田商工会議所を代表して参りました陶山と申します。よろしく願いいたします。

私は、町田商工会議所を代表して、町田市障がい者施策推進協議会のメンバーでもございます。そこでも「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の制定にも携わってまいりました。商工会議所なので、できた条例をどれだけ多くの会社さんであったり商店さん、市民に広めていくかを命として会議に参加してまいりましたし、今でもそのような活動をしておりません。

今回、町田市手話言語条例をつくって、そのままどこかに置いておくということではなくて、それを一人でも多くの町田市民が理解して使いこなせるような、それを広げていく立場にあると自分でも思っているところがございますので、そんな視点でこの会議に参加させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○笹川担当課長 皆様、ありがとうございました。

続きまして、事務局からも挨拶させていただきます。

最初に、障がい福祉課課長の新谷から御挨拶いたします。

○新谷課長 皆様、こんばんは。障がい福祉課の新谷と申します。よろしく願いいたします。

本日はクリスマスイブの夜にもかかわらずお集まりいただきまして、また、雨の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、先日デフリンピックのバレーボール、町田出身の佐藤選手が出場されていましてので駒沢体育館に応援に行っていました。ところが、試合は午後だったんですけれども、お昼ぐらいに着いたときには体育館が満員で全然入ることができなくて、非常にたくさんの人が外に並んでいる状況を経験をいたしました。デフリンピックに対する関心の高まりを肌で感じたところでございます。

本日は、議題の資料とは別に「広報まちだ」という広報紙を置かせていただいております。11月

15日号と12月1日号の2つ。こちらは市民の皆様にごデフリンピックや聴覚障がい、手話に関する条例等の話を知っていただく、その条例づくりを始めることを知っていただくために特集の記事を組ませていただいております。

実は、この広報まちだを市民の皆様のお宅に配った後に「非常にいい取組ですね。ぜひいい条例をつくってください」という大変嬉しいお声を市民からお電話でいただく等、さっそくいい反響をいただいております。デフリンピックの効果もあると思うんですけども、それだけ機運が高まっているんだなと実感しているところでございます。

今日の資料の中で、障がい者施策推進協議会という障がい者に関する施策を検討する会議で市から協議会に検討をお願いした時の諮問書をお配りしております。お手元で諮問書をご用意いただいたら、その資料の後段にある諮問の理由をご説明させていただきたいと思っております。

市としましては、聴覚障がいのある方とない方の日常生活における意思疎通の場面をはじめとした様々なバリアがあると認識しております。そういったものを解消し、聴覚障がいのある方とない方の相互理解の下、誰もが自分の役割や活躍の機会、そういった共生社会の実現を目指すためにこの条例をつくっていきたい、そういうふうに考えております。

この検討、事務局側の私たちはこうしてお話ができるし耳も聞こえる、たまたまそういう状況ですけれども、この検討をするに当たっては、皆様の様々なご見識やご経験から培ってきたものを反映させていかなくてはならないと考えております。

今回、東京都をはじめとした他の自治体の手話言語条例制定にも参画されてきた越智様を部会長としてお迎えできたことで、町田市の条例をつくるに当たって、様々な広い角度から検討していける体制になったのではないかと考えております。

最後になりますが、ぜひ皆様から様々な忌憚のない御意見をいただき、この条例が町田市にとってとても大切な、市民のためになるいい条例になるように作成を続けていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

長くなりましたが、私からの挨拶は以上となります。よろしく願いいたします。

○笹川担当課長 では、ほかの事務局職員についてもご紹介させていただきます。

時間の都合もございますので、私から事務局職員の名前だけ紹介いたします。

私、笹川のほかに係長の鈴木でございます。それから担当者の野村、その隣が横瀬というメンバーで事務局を務めます。また、本日は出席しておりませんが、担当係長の篤永と、主任の佐藤という職員が事務局職員となっております。

それでは、本日の議題に移らせていただきます。

最初に、東京都の手話言語条例をはじめ他の市区町村の手話言語条例の検討に参加してこられた越智部会長から、手話言語の法制化について委員の皆様にご説明いただきたいと思います。

ここからの進行は、越智部会長にお任せしたいと思います。

越智部会長、よろしく願いいたします。

○越智部会長 分かりました。それでは、パワーポイントを使って、立って説明しますのでがあるので移動させていただきます。

では、これから30分ぐらい、手話言語の法制化についてお話ししたいと思います。

委員の中には手話言語の法制化には詳しくない方もいらっしゃるかもしれません。一方で、よく御存じの方もおられると思います。今日は、全員で共通認識を持つために現状をお話ししたいと思います。後ほど質問や意見をいただきたいと思います。では、始めます。

まず、日本の手話ですが、明治の初めにろう学校が初めてできました。その前にも聞こえない人同士での身振りのコミュニケーションはあったと言われますが、「手まね」という言い方だったんですね。また、ろう学校でつくられた手話、昔の言い方では「手勢（しゅせい）」と書いていました。そして今の形になったわけです。

ただ、昭和に入った後、ろう学校の教育は口話教育が中心になったんですね。60年間、ろう学校の中で手話が禁止されてきたという歴史があります。でも、手話はろう者の大切な大切なコミュニケーション方法ですね。学校の中で。そういう中でも手話は大切に守られてきたんですね。そして平成以降、手話が認められるようになったという経緯がございます。

手話に関する運動が本格化したのは昭和40年代です。手話通訳の養成、派遣運動が始まったんですね。きっかけになったのが、東京の上野で起きた蛇の目寿司事件です。詳しい内容は省きますが、聞こえない人が起こした事件として裁判が行われ、手話通訳が必要ということになったんです。

その後も、美濃部知事の対話集会が開かれたんですが、その中で手話通訳の養成、派遣を始めてほしいと強く要望した結果、東京都が国に先駆けて手話通訳の養成を始めたという経緯があります。その中で手話通訳制度のための運動が進められ、そして1985年に「I LOVE コミュニケーション」というパンフレット——「アイラブパンフ」と言うんですが——手話ではこのように表します——このように普及運動が始まりました。実際のパンフレットはこちらです（スライドを指示）。120万部発行されて、理解が進んだという経緯があります。

運動の中でも法制化の運動では、運転免許を獲得するための運動、昔の道路交通法では障がい者に資格を与えないという法律があって、たくさんの署名を集めて国に出した。そのようにいろいろな運動をしてきた経緯があります。

国連障害者権利条約というものがあるんですが、「手話は言語である」となったわけです。そして手話に対する認識が変わってきたんですね。その中で、障害者差別解消法の中に入っている「合理的配慮」という考え方も進んできたわけです。

ただ、福祉の面では、手話通訳者派遣には東京都と区市町村、2つの派遣があったんですが、障

障害者自立支援法が制定された際に都道府県の手話通訳者派遣が廃止になって、区市町村だけになったんですね。そういう混乱が起きました。それまでは、都内どこに行っても公平に東京都の手話通訳派遣をお願いできていたんです。しかし、障害者自立支援法の中で区市町村だけになったために、区市から東京都に通訳を依頼するという方法が残されてはいるんですが、派遣の要綱が区市によってまちまちになってしまったんです。だから近隣格差が起きている状況があります。

その中で、2010年に民主党が政権を取ったわけですが、障害者自立支援法に反対されていたという経緯もありまして、新しい法律をつくろうということになったんです。そして障害者虐待防止法であったり障害者差別解消法であったりをつくってきました。これらの法律は、今まで法律改正もしてきたわけですが、これからは新しい法律をつくろうということになって、情報コミュニケーション法、また手話言語法をつくるための運動が始まったわけです。

こちらが手話言語法制定運動のために作ったパンフレットです（スライドを指示）。内容は、手話言語法とは何なのかということが書いてあります。

次に手話が言語であるということについて話します。

いろいろな国に手話言語に関する法律があります。憲法で定められた国もあります。独立した法律をつくる国もあります。なぜそういう法律があるかといいますと、例えばヨーロッパの場合はいろいろな国が集まっていますよね。言葉も違います。我が国の母語、公用語は何なのかという法律が必要になったわけです。アメリカも、広い国です。そういう中で「我が国の公用語は英語」と書くわけですが、加えて手話という形で作られることが多かったんですね。

しかし、日本の場合は島国ですよ。ほかの国との交流は、やはり範囲が狭い。また、言葉も、アイヌの言葉とか沖縄の琉球語等がありますが、ほとんど日本語で通じる状況です。通じて当たり前ですよ。共通の言語です。ですから、わざわざ公用語という法律をつくる必要がなかったわけです。そのために、手話に関する法律はなかなかつくられなかったという経緯があります。

その中で、障害者権利条約ですが、それは手話を言語と定めて、日本もそれを批准したわけです。さらに、制度改革の中で障害者基本法改正のときに「手話は言語である」と定めたわけです。それを基に、手話言語法をつくろうということで運動してきました。幸い日本財団の御理解があって補助金をもらい、運動をつづけることができたわけです。

海外のいろいろな国の手話言語法を調べて内容を話し合いました。話し合うのに時間がかかったんですが、5本の柱をまとめました。「手話を獲得する」「手話で学ぶ」「手話を学ぶ」「手話を使う」「手話を守る」この5本柱です。これについて、この後、詳しく話をします。

その後、法制化に向けて交渉を始めたわけです。例えば、全国から国に対して手話言語法をつくらしてほしいという意見書を提出しました。全国の都道府県、区市町村は約1,800ありますよね。す

すべての区市町村に手話言語法をつくってほしいと意見書を出しました。それが実現しました。東京は本当に大変でした。というのも東京は島がありますよね。小笠原であったり。1,000キロ向こうです。島からも出してもらうのが本当に大変でした。今となれば懐かしい思い出です。

次に5つの柱の内容を説明します。

まず、「手話を獲得する」これは何かというと、例えば子供が生まれて、子供が聞こえないかもしれないと分かったとき、新生児スクリーニングによって、0歳で「もしかしたら聞こえないかも」と分かることになるんですね。分かったときにどこに行くかということ、ほとんどは耳鼻科を受診するわけです。耳鼻科のお医者様は医学的に専門家ですが、それ以外の部分、手話であったり聴覚障がい者の生活であったりはほとんど知りません。ですから「聞こえないかも」と耳鼻科に連れて行って「どうすればいいですか」と言うと、「大丈夫ですよ。今は人工内耳がありますし、補聴器も技術が進んでいます」という話をされて、その時点では手話とか聞こえない人の生活の話は全くないわけです。親御さんは手話のことも知らない、大人の聞こえない人の状況も知らないまま、医者に言われたとおり人工内耳の手術をしたり補聴器を使うといった状況が多かったと思います。

人工内耳の手術をして、後になってやはり合わないとか、大きくなって手話のほうがいいということが起こっているわけです。ですから聞こえないと分かったときは、まず「人工内耳や補聴器という医学的なものだけではなく、手話もありますよ」「手話通訳派遣制度もあるんですよ」「成人聴覚障がい者はこのような生活をしていますよ」という情報を提供する。手話があることをしっかり伝えていくことが手話を獲得するために必要なこととなります。漫画ではこのように紹介しています（スライドを図示）。

次に「手話を学ぶ」です。

先ほどお話ししましたように、昭和の60年間はろう学校では手話禁止でした。そのために、ろう学校で手話を学んだり手話を使って教えるということはほとんどなかったわけです。私は大学で、教員の免許を取るためにろう学校の教育実習に行ったんですが、そのときも手話は使っていませんでした。手話を使いたいと言ってもいい顔をしてくれません。でも、手話で教えたいとお願いして手話で教えました、そういう経験もあります。

手話を使って教えてもらうこと、もう一つは手話を学ぶこと。聞こえる人の場合は普通の学校で国語を学びますね。日本語の文法を学びます。同じように、ろう学校で手話を学ぶんです。それまでの状況は、先輩の手話を見て見よう見まねで身につけるパターンがほとんどでした。ですから、手話を学ぶという体系がないわけです。

手話は、個性が強く、まちまちの部分があるんですね。そのために、手話に慣れていない人にとっては手話が通じない、なかなか分からないという問題が起きるわけです。そういう問題を解決するためにも手話を体系的に学ぶ必要があるわけです。

それから、「手話で学ぶ」という環境をつくるのが大事です。平成以降は手話が認められて、ほとんどのろう学校では手話を使っています。ただ、ほとんどの場合、教わる手話は日本語対応手話になります。

4つ目が「手話を使う」です。これは誤解されることが多いんですが、私は今、手話を使っていますね。手話を使うのは当たり前の権利です。それは当たり前です。法律なんて要りません。ここで言う「手話を使う」が何かというと、「手話通訳を使う」という意味です。手話通訳を使える場所は、まだまだ少ないんです。

例えば台風が近づいてきたとき、テレビで台風のニュースをやっています。しかし、手話通訳がついていることはほとんどありません。私は前にテレビ局とも交渉しました。「災害のときのニュースに手話通訳をつけてほしい、我々聞こえない人には必要です」と言ったんですが、テレビ局の答えは「アナウンサーはテレビ局で雇っています。けがとか事故があったときも補償できる。でも、手話通訳者は別にお願いしなければいけない。けがや事故の補償ができない」ということで、「ちょっとそれはできません」という答えでした。

要するに、いろいろな場で手話通訳が必要なのに手話通訳がない、派遣できない。趣味であったり、勉強したいというときも派遣ができないという制度なわけです。それを変えていく。いろいろな場に手話通訳がいる、派遣ができる。「手話を使う」というのは、そういう手話が見える環境をつくっていくという意味です。

最後の「手話を守る」です。

これは手話の研究です。例えば、日本語には国立日本語研究所がありますよね。標準語であったりいろいろな内容を決めています。でも、手話には公的な研究所はないです。京都にある手話研修センターに手話言語研究所があって研究もやっておりますが、民間組織です。そうではなくて、きちんと公的な研究を進められるようにしっかりと組織をつくっていく、それが手話を守ることにつながるわけです。この5本の柱をつくったわけです。

交渉の結果、2025年6月に手話施策推進法が制定されました。でも「手話言語法」ではなく「手話施策推進法」という名前で、「言語」が省かれた内容になってしまいました。中には言語ばかりだと抵抗があるという議員さんがいると聞いております。仕方ないので「言語」という言葉を省いたわけです。そしてまとめたんですが、先ほど言いましたように5本柱はきちんと条文の内容に残っていると私は考えております。

また、財政上の措置も入っておりますので、交渉すれば補助金がもらえるのではないかと考えております。おもしろいのが、9月23日が「手話の日」となりました。イベントを開催する等が今後、増えるはずです。

先ほど言いましたように「言語」が省かれてしまったんですが、5年後に見直しがあるので、全

日本ろうあ連盟としては、5年後に何とか「言語」という言葉を入れるよう頑張りたいという話をしています。

次に、私が関わった東京都の条例です。

今の全国の手話条例の状況は、こちらのようになっています（スライドを指示）。先日の発表では615地域で条例が制定されています。2013年に鳥取県で制定されて、その後すぐ北海道の石狩市で制定されたわけです。この2つをきっかけにして全国でどんどん制定が進みました。

東京の状況としては、今、27地域で確認されております。内容がまちまちなんですが、まず、独立した手話言語条例は10地域。ハイブリッドと言っていますが、手話言語条例と情報コミュニケーション条例が一緒になった条例が多いですね。18地域です。手話言語条例が初めてできたのが江戸川区です。その次が荒川区、その後、豊島区がハイブリッドになったんですね。そういうことで、ハイブリッドの方がつくりやすいということで、多くの地域が右に倣えという形でハイブリッド条例がどんどん増えたんですね。

私はハイブリッドが駄目ではないですが、ハイブリッドにしてしまうと手話の言語の意味が曖昧になってしまうので、できるだけ独立した手話言語条例をつくってほしいと考えています。どうしてもハイブリッドにする場合は、手話言語の部分と情報コミュニケーションの部分をきっちり分ける必要があると思います。そういうふうに話してまいりました。しかし、なかなか理解が得られないんですね。

東京都内のハイブリッド条例のほとんどは、手話の言語としての位置づけが曖昧なんです。なぜかという、手話には二面性があるんです。1つは言語としての手話、そしてもう一つはコミュニケーション手段としての手話。それぞれの手話という単語は同じです。ですが表現方法、また文法が違うんですね。でも単語は同じということで、ちょっと曖昧になってしまう。実際には日本手話もOK、また日本語対応手話もOKという人がたくさんいるんですが、ちゃんぽんに使ってしまう人が多いんですね。だから、そこが難しくなってきます。

そういう意味で、手話言語条例と情報コミュニケーション条例のハイブリッド条例とする場合、その二つをきちんと分けないといけないと思います。そこはちょっと注意してほしいという話をしてまいりました。東京都の条例が成立した後、逆にハイブリッド条例がなくなったんです。手話言語条例として成り立つ形が増えてきました。独立したものが増えてきて、私はほっとしています。

次に東京都、区市の条例はなぜ2つ必要なのかを説明します。東京都のレベルの条例には、手話が言語であること。ろう学校で手話で教育をすることを強調する。

板橋区の条例をつくる時に、医療や教育の条文を入れてほしいという交渉をしました。板橋区の答えとしては、板橋区にはろう学校がない、区立の病院もない、だから簡単にはできないというものでした。しかしそれは東京都ならできるものです。

区市では、普通の小学校における手話の普及や、地域に密着した細かい生活に結びつく具体的な施策、区市民への啓発活動や教育は区市の仕事です。内容が充実するように工夫していかなければいけない。それが区市の条例の役割だと思います。

板橋区の条例が成立した後、状況が変わりました。名前だけの条例では駄目だ、きちんと実効性のある条例をつくってほしいという交渉をしました。東京都は最初はなかなか認めてくれなかったんです。なぜなら東京都は国に先駆けて手話講習会を開いたり、手話通訳派遣制度を始めたり、制度が充実している。今さら条例が必要かということです。手話制度と、手話言語を認めるということは違うんだと説得したんですけれども、なかなか進まなかったんです。一部の議員の方の理解はいただけたんですが、行政の方はなかなか認めてくれませんでした。

2021年、オリンピックの開会式がきっかけとなり、御存じのとおりコロナの影響でオリンピックは無観客の形となりました。開会式も無観客の形で行われました。そのとき情報保障をどうするかという話になりました。手話通訳をどうするかという話になって、観客がいなくてもモニターに手話通訳をつけてほしいと交渉しました。観客がいなくてもモニターを見る人がいないではないか、手話通訳は要らないではないかと文字保障だけになりました。会場のスクリーンには実際には手話通訳はついてたんですけれども、会場には手話通訳があるのにテレビでつかなかったのはなぜかということで、私たちはオリンピック委員会に抗議を入れました。その後、オリンピックの閉会式とパラリンピックの開・閉会式には手話通訳がつくようになりました。

理解のある都議会議員が「なぜこんなことが起きたのか。やはり東京に手話言語条例がないからだ」ということになりました。そして「つくりましょう」ということになり、ワーキングチームが立ち上がって進められたんです。もう突貫工事のような形で行われました。始まったのが2021年11月、つくったのは次の年の2月、3か月間でつくったんです。もう交渉、交渉を重ねました。

ワーキングチームへの要望ですが、ポイントは、「手話は言語である」ということを必ず入れてほしいということ。名前だけではなく施策に結びつかなければいけない、特に教育における対応が重要ということを要望しました。

具体的に、ギャローデット大学が研究発表した「手話は言語である」という論文の内容を説明したり、日本の中での研究、特に聞こえる人が言葉を覚える状況と聞こえない人が手話を見て覚える状況は、ほとんど同じであるという研究発表がありました。ろう者も聴者もほとんど同じということです。幼いうちに手話を獲得することが必要だということです。対応手話ではなく言語としての手話を小さいときからきちんと身につけることが大切だということでした。聞こえる人は、小さいときに言葉のシャワーを浴びて自然に言葉を覚えていく。それと同じような環境をつくらなければいけないということでお話ししました。

人工内耳や補聴器があるから要らないのではないかという声もありました。神戸大学の河崎教授

がいつも言われているんですけれども、人工内耳や補聴器をつけている子供にも手話が必要だ、グループの中で、そのコミュニケーションの中で子供たちは育つ。補聴器や人工内耳に関係なく、手話というものが必要だということです。

高齢のろう者、特に昭和の時代に教育を受けた方々は、情報や機械に慣れていない人が多いです。コロナのときに調査したんですけれども、「インターネットを使えますか」と質問をしたときに、ろうの高齢者は半分以上が使えなかったという結果があります。インターネットができない場合は、コロナに対する注意等の動画を撮ってDVDで配ろうと思っていたんですが、「DVDを見られますか」と聞いたところ、これも半分以上DVDが使えないという結果になりました。手話中心のろう者というか、そういった高齢者にきちんと伝えられるのは手話なんだということが分かりました。

東京都の条例は3か月間で作ったものですが、教育とか医療とか災害等の地域関係も入れてほしいとお願いした結果、要望の内容はほとんど盛り込んでいただきました。

特に私が気に入っているのは、前文の中にある「涵養」という言葉です。「豊かな人間性を涵養し」というところですね。水がしみ込むように自然に育む。繰り返す言葉のシャワーによって言葉を身につける、そういった意味ですね。

手話言語法の5本柱もきちんと入っています。町田も5本柱の理念をきちんと盛り込んでほしいと思います。

大学も他の条例に大学ということは入っていませんね。東京都だけ。手話を守るということが入っています。

手話言語条例については、改めて学習会を開いたほうが良いと考えていますので、機会があれば、時間をかけて板橋の条例制定後の状況も詳しくお話ししたいと思っています。そのため、今のスライドより後の資料の説明は、今回省かせていただきます。

名前だけの条例ではなく、実効性のある条例をつくる。例えば、小学校に出前講座に行く。これも申し込みが増えていて、講師の養成のほうが大変な状況になっています。また、手話の勉強の動画をつくっていて、手話の読み聞かせとか、「いたばしむらのももたろう」といった動画をつくって楽しく手話を啓蒙しております。また、すべての災害避難所にコミュニケーションボードを配る、そういった活動もしております。

ほかの地域を見ると、パンフレットを作って配った、1回イベントをやった、その後は何もやらずにあまり変わらない、そういった報告も受けています。町田もつくって終わりではなく、つくった後にも効果のある条例をつくっていきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから今の話の内容について御質問、御意見、感想でもいいです。お話をお願いしたいと思います。1人ずつお願いします。名簿の順番で参りましょう。

砂田さん、お願いします。

○砂田委員 聞きたいことはいっぱいあるんですが、取りあえず2つピックアップしてお伺いします。

「手話を学ぶ」というのがありましたが、それは小学校、中学校以上でも、ろうの子供たちの場合、手話を獲得するのは幼稚園幼稚部ぐらいからだと思うのですが、手話を覚えて、聴者の小学校に入って「手話が違う」みたいな、そんな問題が起こることが心配です。

もう一つ。先ほどハイブリッドというのがありましたよね。その問題ですが、ろう学校を卒業した人の中でも手話がいろいろと違うわけですよね。やはり日本語対応手話のところもあれば日本手話のところもある。コミュニケーションの手話なのか、言語としての手話なのかはなかなか分けられない部分があると思いますが、その辺の考え方を教えてください。

○越智部会長 詳しい内容は学習会のときに話したいと思いますが、教育にはまずはトータルコミュニケーションという教育方法があります。手話もやる、口話もやる、コミュニケーションメインという考え方だったんですが、それは余り効果がなかったわけです。なぜかという、手話という言葉、口話という音声言語、言語が並行しているわけですよね。聞こえる人たちが小さいときにそのまま身につける、これが母語ですよね。その母語を基に考える力、学ぶ力を身につけるわけです。母語を身につけるのがまずは優先、大事なわけです。

そのため、手話で教えることが一番効果があることは分かっているんですね。だから、一歳二歳からでもいいんです。大阪にある「こめっこ」では、もう0歳、1歳から手話を教えて交流しているわけです。小さいときは日本手話を言葉として、母語として身につけるわけです。その後、バイリンガルというか、日本語の読み書きもしっかり身につければなりません。

日本手話をずっとやっていると、やはり限界も来る。壁が来ると思うんですね。ろう学校の小学部の間は日本手話が必要なわけです。中学部以降は、やはり日本語対応手話のほうがいいのではないかと考えています。最終的には日本手話をベースにして母語をしっかり獲得して、次に、日本語を獲得するために日本語対応手話も身につける。その両方を使いこなせるのが理想なのではないかと思っています。次に杉野委員お願いします。

○杉野委員 お話、ありがとうございました。

いつか手話をもっともっと広まれば、なかなかコミュニケーションができない今の状況がなくなっていくのが理想です。私は、小・中は普通校だったんですね。おっしゃったように、手話を学ぶところがなかったわけです。もしみんなと一緒に手話を学んでいれば、何か明るいコミュニケーションができていたのではないかと思います。これから子供たち、いると思いますが、本当にそれが早く実現すればいいなと思います。

また、個人的には、最近スマートフォンを皆さん持っているので、それでオンライン会議もできますし、病院に行ったらデジタルサービス等で遠隔手話通訳もできるので、そういうものがどんど

ん広まっていけばいいなと思います。

○越智部会長 大事な内容です。ありがとうございます。木村委員お願いします。

○木村委員 先ほど越智さんのお話と御説明を聞いて、やはりろう者の場合は日本手話を身につけた後、日本語を学ぶために対应手話も必要だと思いました。

逆に、中途失聴者の場合は日本語を先に身につけているために、コミュニケーションの手段として日本語対应手話を学んでいます。その後、必要があれば日本手話も覚えたほうがいいよと言っはいます。

そういうふうに、それぞれの環境ごとに必要な場面、不必要な場面がありますので、それを同時進行で考えていけたらいいなと自分の中ではイメージしていました。ありがとうございました。

○越智部会長 ありがとうございました。寄林委員お願いします。

○寄林委員 いろいろ伺いたいことはありますが、この手話言語条例に関しては、言語としての手話を大切に扱うということが越智さんのお話から伝わってきました。私がこの部会の委員に選ばれたとき最初に考えたのは、私はろう学校の現場にいて、今の聴覚障がい児は、本当にいろいろなコミュニケーション手段を使ってやり取りしています。その子たちが社会に入ったときに、意思疎通の面で不都合が起きないようにしてほしいということです。

ただ、そこまで広げていくと、先ほど越智さんの話にあったハイブリッド、つまり情報コミュニケーションのほうの役割になっていくのではないかと感じました。越智さんのお考えでは、今回検討している手話言語条例については、言語としての手話に絞って検討すべきと捉えているのかと受け止めました。

それから、詳しいところは忘れてしまったのですが、文部科学省が発行した「聴覚障害教育の手引き～言語に関する指導の充実を目指して～」の中で、手話には日本語対应手話と日本手話と2種類あると記載されていました。それに対して全日本ろうあ連盟から「そのような区分けの仕方は手話言語に対する誤解を生むことになる」として意見書が提出され、文部科学省がそれを公表したということがありました。

そういったことも考慮し、日本語対应手話と日本手話をどのように捉えていくのか、手話言語条例の中でどういう位置づけにしていくのか、よく考えていかないといけないと思いました。

○越智部会長 ありがとうございました。今のお話は、これから話していかなければならない大事な内容です。高田委員お願いします。

○高田委員 私は今、寄林さんが言った「手話は言語である」という部分は非常に大事だと思っています。それと、もう一つ、やはり手話の普及というところ。私はサークルの立場で考えると、手話の普及を考えていってほしいと考えています。

最初の自己紹介のときにも話しましたがけれども、我々手話サークルで13小学校に福祉体験学習に

行っていますけれども、もっともっと手話の普及ということを考えたときに、例えば教育委員会とタイアップしながら全ての小学校の福祉体験学習のお手伝いに行くことができたらいいなとは思っています。

ただ、例えば1校に4人で行っても6人で行っても学校から謝礼を3,000円ぐらいしかもらえない状況があります。その辺は、例えば全ての小学校に行ったときの財政的な支援を町田市がどういうふうに考えているのかは、ちょっと気になっているところです。

教育の面で言うと、隣の玉川大学の教育学部、教員養成の学部等に手話を学ぶみたいな講座を1単位でも2単位でも開けたらおもしろいかなとは思っていますけれども、そうすると今度はそこに行くサークル員の数が限られている、その辺もちょっと弊害になってくるのかなとは思っています。

ただ、さっき越智さんの話にもあったと思いますけれども、石狩市が手話言語条例を施行した後、石狩市で小・中学校、高校等にサークル員が出前講座で行っているのが、記憶に間違いがなければ240件ぐらいという話もあります。それぐらい本気になって取り組むかどうか。町田は町田で手話言語条例をつくっていくわけですが、やはり行政の側の協力がないと、普及させていくのはなかなか難しいのではないかと考えております。

○越智部会長 ありがとうございます。

板橋区でも出前講座をやっているんですが、毎年毎年増えていく一方で、講師を育てるのが追いつかないんですね。講師が足りない。それをどうするか、今、話合いをしているところです。それも含めてこちらでも話したいと思います。陶山委員お願いします。

○陶山委員 御説明ありがとうございました。

私は普段、町田市内で介護が必要な御高齢の方たちに住まい、環境をお届けしていて、300名ぐらいの方が今、私どもの施設で生活してくださっておりますが、障害者手帳をお持ちの方で私どもの施設を選んでくれた方は、積極的に御入所いただいて支援しています。

その中で常々感じているのは、これは町田の特徴だと思いますけれども、北海道の方から沖縄の方まで御縁があって町田市に越していらして、介護が必要な状態になって私どもの施設に御入所いただいています。「どんな食事を召し上がりたいですか」と言ってもみんな本当にばらばら。多様な人たちがいるのが町田の特徴なんだと捉えているところもあります。

ちょっと質問が変わりますけれども、「手話が言語」というところ、今日は深く理解をするきっかけをいただきました。先ほど言ったようにいろいろな、方言なども含めて、同じ日本人の中でも地方によって使ってきた言葉に多少違いがあるんだと感じながら日頃介護の仕事をしているんですが、手話において、そういった地方の特徴だったり違いがあるのかをお聴きしたいと思っています。

また、私どもの施設では最高齢では105歳の方がお住まいになってくださっているんですけども、一番若い介護職員は19歳なんですよね。105歳の方と19歳の方は、もともと言語が違うのではないかとというぐらい言葉の壁ではないんですけども、普段使っている言葉が違うということがある。

なので、いろいろな地方によっての手話の使い分けだったり、世代間で手話に違いがあるのかどうかなどを、お聞かせいただけたらありがたいです。

○越智部会長 ありがとうございます。大事な話です。

簡単にお答えいたしますと、手話にも地方の手話、あります。また、年齢によって違いもありますし、変わっていきます。昔のテレビは、手でひねるチャンネルがありましたよね。今「テレビ」はこのように映像だけを表す。手話で手でひねるチャンネルを表すと、今は「パチンコ？」と言われてしまうんですね。本当に変わっています。いろいろな手話があります。

私が育った福岡県の場合は——この手話、分かりますか（手話を表現）。

○砂田委員 「大阪」ですか？

○越智部会長 「大阪」ではないですよ。分からないでしょう。これは福岡の手話で、「危ない」という手話なんです。

○砂田委員 へえ、そうなんですな。

○越智部会長 地方によってそういう違いはあります。方言ですね。

聞こえる立場での方言は、地方では方言を話しているけれども、テレビ、ラジオは標準語ですよ。言葉は方言でも、聞いて全部分かりますよね。しかし、手話の場合、手話を見る機会が昔はなかったんですね。自分の地域の範囲だけです。ですから標準手話がなかなか進まなかったんですね。それで、全日本ろうあ連盟が標準化を少しずつ進めたんです。

また、テレビでも今は手話を放送する機会が増えて、少しずつ手話の標準化が進んできているという状況はあります。そんな状況です。

○陶山委員 ありがとうございます。もう一点よろしいでしょうか。

町田商工会議所で今年12月3日に「心のバリアフリーの日」というのを開催してみようということで取り組みました。手話が言語の皆様にもぜひいろいろなお店に来ていただきたいなというのがあって、砂田委員にも御相談申し上げながら準備をいたしまして、お店の方と話をしている中で、簡単に挨拶ができるような手話を身についたらいいのかなとか話をしていました。その中でも、今回の条例ができて、究極は町田市民一人一人が手話を身につけてみようという気になることが重要なことなんだろうなとも思うところですけども、手話で会話ができるようになるまでに学ぶ時間として最低限これぐらいはかかるのではないかとか、そもそもどこで学んだらいいんだろうという入口を教えていただけたらと思います。

○越智部会長 学ぶ場もいろいろありますが、私個人は学ぶよりも慣れろというか、まずはコミュ

ニケーションしてみる。当事者を真似してみる、そしてコミュニケーションの気持ちを育てる、それが大事なのではないかと考えています。皆さんのお話は大切な内容ばかりです。話し合う大事なテーマになると思いますが、時間の都合もありますので、ひとまずここまでにして話を進めたいと思います。ありがとうございました。

では、次の議題について、事務局から説明をお願いします。

○鈴木係長 それでは議題の3つ目、「検討部会における主な検討事項（案）」について、資料3を使って御説明させていただきます。

この内容は、先ほど越智部会長から御説明いただいた内容とかなり重なっておりますので、説明を割愛しながら話を進めさせていただきたいと考えております。

まず1番、手話に関わる法律や条例の制定状況を御覧ください。

こちらを載せたのは、先ほど越智部会長から御説明いただきましたとおり、国、都道府県、市町村で法令の役割が違います。そのため、これまでどのような法律や条例が制定されてきたのかを時系列で紹介させていただいている資料となっております。

詳しい内容は越智部会長に御説明いただきましたので、割愛させていただきたいと思います。

続きまして2番、主な検討事項を御覧いただきたいと思います。

こちらでも越智部会長が先ほど、都道府県の条例の役割や市町村の条例の役割を説明してくれました。なので細かい説明は省略させていただくんですけども、事務局において手話施策推進法、東京都の手話言語条例、市町村の手話言語条例のモデル案を比べさせていただいて、条文としてどの要素を検討すべきなのかを4点にまとめさせていただきました。

①が、前文・目的・基本理念になります。こちらについては先ほど越智部会長から5本の柱の要素を盛り込むべきだというお話がございましたが、目的や基本理念の中でそのような議論をさせていただければと考えております。

続いて、②が市の責務です。先ほど様々な役割のお話がありましたけれども、市町村の役割、特に町田市の役割として何を果たすべきなのかについて、皆さんと議論させていただきたいと考えております。

③が、市民の役割です。当然行政だけではなく、市民の皆様や障がいのある当事者の皆様、事業者の方々がどのような役割を果たしていくべきかを議論する必要がございます。こちらが3つ目の検討要素となっております。

最後が、④施策です。こちらは、先ほど高田委員から手話サークルにおける普及啓発活動等のお話をいただきましたけれども、具体的に「このような地域社会をつくりたい」となったときにどのような施策が必要なのかについても皆さんと話し合ったいと考えております。

こちらの4つの要素で皆さんと検討していかどうか御提案させていただきますので、皆様から

の御意見を伺いたいと思っております。

私からの説明は、以上になります。

○越智部会長 今回の御説明に質問などございますか。

○砂田委員 今後、細かい話し合いがされると思いますけれども、手話を広めるために手話サークルの活動だけでなく、手話講習会も入れていただきたいと思っております。

○鈴木係長 先ほど例示で高田委員の発言を引用して手話サークルのお話をしましたが、当然普及については、手話通訳者ですとか手話を実際に話すことができる方を育てるという意味で手話講習会は当然大切な内容だと考えておりますので、④施策の議論の中で、検討材料として御提案させていただきたいと考えております。

○砂田委員 ありがとうございます。

○越智部会長 ほかに質問はありますか。

特になければ、この内容で進めてよいか確認したいと思っております。

ご異議のある方はいらっしゃいますか。賛成の方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

○越智部会長 ありがとうございます。それではこの内容で進めていただきたいと思っております。

続きまして、今後のスケジュールについて御説明をお願いいたします。

○鈴木係長 引き続き事務局から、検討のスケジュールを御説明させていただきます。

お手元の資料4を御覧いただきたいと思っております。

検討部会は、2025年度、2026年度、2027年度にわたって検討を進めてまいりたいと考えております。

まず、2025年度から御説明いたします。

検討部会は、今回を含めまして2回を予定しております。1回目は本日です。検討事項の確認、検討スケジュールの確認などを行います。次に2回目、1月については、次の議題で御案内させていただきますアンケート調査や懇談会をやることを前提とした場合に、どのような内容で調査や懇談会をするのかを話し合う会議を行います。

アンケート調査と学習会兼懇談会の内容については後ほど資料5で御説明させていただきますので、この場では省略させていただきます。

続いて、2026年度の御説明をいたします。

2026年度は検討部会を5回開催することを予定しております。そのうちの1回は、アンケート調査の結果のまとめ、学習会兼懇談会の結果のまとめを実施する会とさせていただきたいと考えております。それ以外の4回については、条文の検討を行います。こちらについては、先ほど資料3で御説明させていただきました検討事項に沿って進めさせていただく予定としております。それ以外

に、当事者の方々から御意見を聞く懇談会も予定しております。

最後に、2027年度の御説明をいたします。

2027年度は、4月頃に、パブリックコメントと呼ばれるものを行う前の条例案をまとめます。条文の検討は、実質的には1年程度で終える予定としております。その後、ここに出席されていない方も含めて様々な方の御意見を聞くために、パブリックコメントと呼ばれる手続を行ってまいります。こちらの実施時期については8月を予定しております。パブリックコメントが終わった後に、その御意見を踏まえて条例案を直すかどうかを確認する検討部会を2回設けた上で、11月頃に町田市長に条例案の答申をいただく予定としております。その内容を市議会に報告し、議案として出させていただいて条例を制定していく、そのようなスケジュールで進めてまいりたいと思っております。

本日は、検討部会の回数や検討の年度について皆様に御提案させていただきますので、このスケジュールで進めていかどうか確認させていただきたいと思っております。

事務局からの説明は、以上となります。

○越智部会長 ありがとうございます。

今、スケジュールについて御説明いただきましたが、アンケートや懇談会については次の議題にございますので、今回は進め方について、スケジュールについてだけ質問をお受けしたいと思いません。何かございますか。

2年間ですけれども、この中で内容を話し合うのは1年くらいだと思います。内容をまとめて、その後、意見を聞きながらという流れになると思いますが、いかがでしょうか。

○寄林委員 2025年度のスケジュールの中で、次回、1月の議題としてアンケート調査・懇談会の内容の検討と書いてあります。それと別に、2月に実際に懇談会を開くといったことが書いてありますが、その懇談会については、我々検討部会の委員はどういう関わり方をしていくのでしょうか。

○鈴木係長 事務局から御説明いたします。

後ほど資料5でも改めて御説明させていただきたいと思っておりますけれども、学習会兼懇談会については、こちらに出席されていない当事者の方々の御意見も聞く場であり、先ほど越智部会長から御紹介いただいた学習会もそこで併せて行いたいと考えております。その意味では、こちらに出席いただいている委員の皆様にも御参加いただきたいと考えております。

○越智部会長 よろしいでしょうか。また次の議題にもなっていますので。

何か質問はありますか。特に反対はないでしょうか。賛成の方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

○越智部会長 では、次の議題をお願いいたします。

○鈴木係長 引き続きまして、手話言語条例の検討に関するアンケート調査及び学習会兼懇談会の

実施について御説明をいたします。

お手元に資料5を御用意いただきたいと思います。それでは、説明させていただきます。

まず、手話言語条例の条文を検討するに当たって、手話を必要とする聴覚障がいのある方や、手話で意思疎通しやすい環境づくりを進める側の意識を把握して検討部会の検討に生かすために、アンケート調査と学習会兼懇談会の実施を提案させていただきたいと考えております。

まず1つ目が、アンケート調査です。

こちらについては、まず「(1) 調査対象」から順番に御説明させていただきます。

対象としましては、まず、手話を必要とする聴覚障がいのある方とします。それ以外に商工業や医療機関、交通事業者などにも呼びかけをさせていただいて、アンケートをさせていただきたいと考えております。具体的には本日、商工会議所、法人会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、あとは電車・バス運行事業者の方々にもアンケートに御協力いただきたいと考えております。それ以外に、我々町田市の職員も対象としたアンケートを行ってまいりたいと考えております。

「(2) 調査方法」については、原則、Webフォームを使った形式で調査を実施する予定としております。もちろん当事者の中には高齢の方を中心に、インターネットに不慣れな方もおられますので、調査対象となる方には紙の調査票をお配りする予定としております。

「(3) 調査内容」について、手話を必要とする方とそれ以外の方に分けて御説明させていただきます。

①手話を必要とする聴覚障がいのある方につきましては、先ほどの検討事項で検討するうえで必要な質問をさせていただく予定としております。手話で意思疎通しやすい地域社会とはどういう社会だろうかということをご皆さんに考えていただいて、御意見をいただく質問。それ以外に、市役所や市民や聴覚障がいのある方がどういう役割を果たすべきなのか検討する材料を集める質問。それ以外に、具体的にどういう施策や取組があれば意思疎通しやすくなるか検討する材料を集める質問を提案させていただきたいと考えております。

次に、②商工業・医療機関・交通事業者の方々、市職員に対する質問です。

こちらについては、我々の想定ではあるんですけども、聴覚障がいのある方と接したことがない方が多いのではないかと考えております。なので、まずは接したことがあるかどうかから確認させていただいて、ある方とない方で意識や考えに差があると思いますので、まずそこで区分して聞かせていただきたいと思いますと思っています。

それ以外に、接したことがある方については、聴覚障がいへの理解や手話のことをどれだけ分かっておられるかを確認する。また、事業者の立場で実際に当事者として聴覚障がいのある方と接したときに、意思疎通での困り事や、どういう工夫をして意思疎通をしているかを確認する質問もさせていただきますと考えております。

こちらについては、アンケートの実施に賛成いただける場合には、第2回検討部会の際にアンケートの調査票案を提案させていただきまして、そちらで御意見をいただいた内容を反映して、2月頃にアンケート調査を行ってまいりたいと考えております。

続いて、「(5)周知方法」を御説明させていただきます。

まず、手話を必要とする聴覚障がいのある方については、手話通訳利用者は対象者が特定できておりますので、個別に郵送でお知らせしてまいりたいと考えております。ふだん手話通訳を使っておられない当事者の方については、今日参加しておられる団体の皆様やサークルの皆様に御協力いただきながら周知を図ってまいりたいと考えております。

商工業や医療機関、公共交通機関関連団体については、それぞれに最適な周知方法があります。会報に載せるとか、会議に出て御案内するとか様々な方法がございますので、それぞれの連合団体や代表団体と周知方法を相談して、最適な方法で周知をしてまいりたいと考えております。アンケート調査の概要についての説明は以上です。

続いて裏面、2ページを御覧いただきたいと思います。先ほど寄林委員から御質問いただいた内容を含めて御説明させていただきたいと思います。

いま御案内したアンケート調査は当然日本語の調査票になります。Webフォームも当然日本語になります。ただ、手話が母語の方は、その日本語での意見表明がしにくい場合が当然にございますので、手話で意見を表明しやすくするために、手話言語条例に関する学習会と懇談会を一体にしたものを開催して、手話言語条例に関する共通認識をつくとともに、検討部会の皆さんと我々事務局が、参加者から手話で直接ご意見をお聞きする会として懇談会を開催させていただきたいと考えております。

対象については、手話を必要とする聴覚障がいのある方としております。

開催形式については、検討部会の皆様と事務局で主催させていただきまして、参加する聴覚障がいのある方と学習、懇談する場とさせていただきたいと考えております。

懇談内容については、①と②に分けさせていただいております。

①は手話言語条例の学習会ということで、越智部会長から懇談会参加者の方に対して手話言語条例に関する情報提供をいただき、手話言語条例に関する共通認識をつくってまいりたいと考えております。その後に、手話言語条例に関する懇談をさせていただく予定としております。

②の懇談内容につきましては、1ページで御案内したアンケートの内容と同様の内容について、手話で改めてお聞きする場とさせていただきたいと思っておりますので、説明は省略させていただきます。

開催時期については、こちらについても同じように2月から3月頃を予定させていただきたいと思っております。この日程については部会員の皆様と御相談した上で決めさせていただきたいと思

っておりますので、よろしくお願いします。

周知方法については、先ほどのアンケート調査と同様となっております。

駆け足となりましたが、事務局からの御説明は以上となります。

○越智部会長 ありがとうございます。

今の2点について、1点目はアンケート調査、2点目は学習会と懇談会についてですが、御意見をお伺いしたいと思います。学習会については、皆さんがよろしければ私が担当して、今日の話をもうちょっとまとめて一般的にもっと分かりやすく、また、条例が成立した後の状況なども含めてお話ししたいと思っています。

そういったところも含めて、御質問ございますでしょうか。

○陶山委員 町田商工会議所の陶山でございます。

御説明ありがとうございました。アンケートは非常に大切だと思っておりまして、時間をかけて丁寧に進めていっていただければと思います。

そう申しますのも、商工会議所では、障がい者差別解消条例に関わってから、合理的配慮について学び合ってみましょう、学び続けてみましょうということを今でも行っているんですけども、そこに興味を持って参加していただいている企業の皆様は、やはり条例づくりのときにアンケートに協力してくれた企業様が多いです。合理的配慮を考える当事者の方たちが自分たちの知らないところでつくったものを「これが決まったから守ってください」と言われても、何か私ごととして捉えにくいという感覚があまりなんだなと思っております。

なので、担当の方から御説明があったように、商工会議所としても例えば法人会もありますし、過去のアンケート調査で「どこで差別を受けましたか」といった質問において医療機関等も挙がっていましたので、そういった団体にもご協力いただくのがいいと思っております。

先ほど、越智部会長がおっしゃったように手話言語条例はつくってからが大切ということを見野に入れてつくっていくという点でいえば、繰り返しになりますけれども、ぜひアンケートを幅広く取って「一緒にこれをつくったんだ」という当事者意識を持つ人たちを一人でも多くつくってもらえればという思いがあります。商工会議所としても、アンケートにはぜひ協力させてください。

○越智部会長 ありがとうございました。貴重な御意見だと思います。私の話の中で、障害者自立支援法は問題が多かったというお話をしましたが、そのときの運動のスローガンの中に「私たち抜きに私たちのことを決めないで」というものがあります。当事者だけでなく市民も巻き込んでつくっていきたいと思います。他に確認やご質問はございますか？

○砂田委員 町田市聴覚障害者協会の砂田です。

調査対象が手話を必要とする聴覚障がい者であるということですが、手話を使わないとか、手話が分からない聴覚障がい者も含まれるのか、聞こえない子供も含まれるのか教えてください。町田

市に住んでいる人以外に、または働いている方、町田市の学校に通っている方も含まれるのでしょうか。また、③の調査では、ろう者の市の職員も含まれるのでしょうか。

調査方法で、高齢者の場合は紙で郵送するということでしたが、文章が苦手なろう者もいますので、その辺りはどうされるのでしょうか。

それから2ページで、対象者が手話を必要とされている方とありますが、懇談会の場合は町田市民のみななのか、市内に勤務されている方も含まれているのか、また子供等、さっきと同じですが、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○鈴木係長 事務局からお答え申し上げます。

何点か御質問をいただきましたので、順を追ってお話しさせていただきたいと思います。

今回、手話を必要とする聴覚障がいのある方を対象としていて、手話が分からない聴覚障がいの方は対象になるかという点、まず一番最初に御質問があったと思います。

今回、手話言語条例の検討になりますので、基本的には、まず手話を使用している方の意識をお聞きたいと考えて提案しております。手話を使っておられない聴覚障がいの方は、今回の調査では対象とする想定はございません。

また、先ほど御質問いただいたお子様の場合、年齢にもよりますが手話通訳を使って意思疎通していない場合、対象者を把握する術がございませんので、先ほど、アンケート調査でお聞きする際に、手話通訳利用者以外の方には皆様の団体やサークルを通じて呼びかけをさせていただきますとお話ししました。その中には当然未成年の方もおられると思いますので、その方々にはぜひアンケートに御参加いただきたいと思いますと考えております。職員へのアンケート調査については、職員であれば区別はございませんので、ろう者の職員も対象となります。

それから、Webフォームではなく日本語でお手紙を送ったとしても、日本語が不自由で読めない、分からない方がいらっしゃるという話がありました。正にそういう方に懇談会に御参加いただきたいと考えております。当然日本語では答えにくい、分からない方はおられますので、参加の御案内だけはお手紙でお送りすることになりますけれども、懇談会の中でぜひ手話で意見を表明いただきたいと考えております。

そのような形で、様々な方法で皆様からの御意見を集めてまいりたいと考えております。

○砂田委員 例えばライシャワー学園とか、ほかのろう学校に通っている子供たちの場合は把握できないかと思いますが、そういった方にはどのようにお伝えしますか。

○鈴木係長 申し訳ございません、1点、町田市に通学とか通勤している方を対象にしているかという御質問への回答が漏れていましたので、先にそちらをお答えさせていただきたいと思います。

今回のアンケート調査については、町田市にお住まいの方を対象といたします。というのも、恐らく通勤・通学されている方にはお住まいの自治体があります。そこで恐らく手話による意思疎通

に関する議論がされていると思いますので、今回は町田にお住まいの方を対象とすることが前提条件となります。

そうすると、今のきこえの学校ライシャワー学園も含めて、町田にお住まいでそちらに通っておられる方については当然対象になってくると思いますけれども、町田市外から学校に通われている方は、今回の議論では対象としない想定としております。

○砂田委員 分かりました。ありがとうございます。

○越智部会長 個人的には、手話を使えない方は省くというのは検討部会としてちょっとどうかなと思っているんですけども、できれば次の会議のときに話し合いたいと思います。

○鈴木係長 ご意見ありがとうございます。お二方からご意見がございましたので、いただいたご意見を踏まえて、対象者をどのようにするか第2回で改めて提案させていただきたいと思います。

○越智部会長 よろしくお願いします。ほかの方は、いかがでしょうか。

○寄林委員 今回の調査内容と対象者を見たときに、実際に市民生活をしていく上で手話の必要性やコミュニケーション上の壁などに焦点が当たっているように受け止められますが、手話言語条例の中には教育に関する部分も含まれていると思うので、その部分をこのアンケートなり懇談会でどのように取り上げていくのが気になります。

先ほど砂田委員からもお話がありましたが、ろう学校に通っている子どもたちやその保護者の御意見などもお聞きできればと思います。それから、高田委員からお話があったように一般の小・中学校に通って手話を学んでいる子どもたちのように、手話を学ぶ立場からの意見も含まれてもいいのではないかという思いもあります。

○越智部会長 ありがとうございます。

そういったことも含めて、次回はアンケートの内容を話し合いたいと思います。

私の個人的な考えを言いますと、学習会を開催するときに1回だけだと関係者だけなので、もっと広げられないかと思っています。例えば先日、西東京市の議会の場で議員を対象に手話言語条例についての学習会を開いたわけですが、やはりまず議員の理解が大事ですね。だから議員の先生方に来てもらってもいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○鈴木係長 先ほど御案内した懇談会や学習会については、当然強制はできませんけれども、議員さんにも開催の御案内をすることはできます。ただ、町田市では2月に市議・市長選挙がございませぬので、選挙前や選挙直後にご案内することが中々難しいのですが、どのようにご案内をすることができるか考えさせていただきたいと考えております。

○越智部会長 よろしく願いいたします。

ほかに御質問、御意見はありますか。ないようでありましたら、このアンケート、学習会・懇談会を開くということで進めてよろしいですか。異議はないでしょうか。御了承の方は拍手をお願い

します。

(拍 手)

○越智部会長 ありがとうございました。

以上で議題は全て終わりましたので、事務局にお返しいたします。

○笹川担当課長 越智部会長、ありがとうございました。皆様もお疲れさまでした。

以上で本日の議題は終了となります。

本日言い足りなかった御意見などございましたら、メールかファクスにて事務局に御連絡ください。年明けの1月5日までに頂きますようお願いいたします。

第2回の検討部会の日程ですが、現在、皆様と調整しているところです。1月中に開催を想定して準備を進めています。日程が決まりましたらお知らせいたします。

本日、車で来られた方がいらっしゃいましたら駐車券の無料の処理をしますので、事務局にお声がけをいただければと思います。

それでは、本日の会議はこれで終わりになります。

御出席いただきありがとうございました。

午後9時24分 閉会